

七種・横八五種は室町中期の作と認められてゐる。

コウミヨウジ 光明寺 金澤西堀川町に在つて、眞宗西派に屬する。

コウミヨウジ 光明寺 能美郡粟生に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治十二年五月寺號公稱の許可を得た。

コウミヨウジ 光明寺 河北郡余地に在つて、眞宗東派に屬する。明治十一年寺號の公稱を許された。

コウミヨウジ 光明寺 鳳至郡河内(今北河内)に在つて、眞宗東派に屬する。

コウミヨウジ 光明寺 鳳至郡武連に在つて、眞宗東派に屬する。

コウミヨウジサブロウ 光明寺三郎 石川郡中興一分地頭であつた。正中二年四月四日白山宮の臨時祭禮に競馬を行つた時、金劔宮が故障を申立てたにより、翌日金劔宮へ押寄せ、多數を殺害した中に、三郎も亦命を失つた。

コウモン 拷問 ↓サイパン 裁判。

コウモンバシ 黄門橋 石川郡下吉野と能美郡釜清水との間の手取川に架けられる。兩岸甚だしく狭まつて峽流をなし、橋の長さは二五米であるが、橋より水面まで二七米ある。一に高門橋とも書く。北國巡杖記に、『鶴橋は深淵にかけわたして、さながら壘に懸ける唐橋のごとし。橋上より三升の水を橋の口より溢すに、いまだその半にいたらずといへり。』とあるは、この橋のことであらう。しかし吉野十景の一に數へられる高門橋は上吉野にあつたといひ、寶永誌に一揆取合の時焼失して、その橋杭のみを残すとあるから、今の

下吉野のものとの位置が異なるのであらう。コウユルイヘン 好祐類編 前田綱紀が經義を學士等に質して得た答書を収録したもので、その件數四千七百に上り、今之を二十冊に編してある。コウヨウケンカンホンマツツウカイ 甲陽軍鑑本末通解 十八冊。有澤永貞著。甲陽軍鑑の評註で、甲州流の兵法を詳しく註解してある。正徳二年室鳩巢の序が附いてゐる。コウヨウニン 公用人 加賀藩末に於いては聞番のことを公用人と稱した。幕府及び諸藩の吏と交渉して、時々の真相を把握せんとする外交吏である。コウラ 小浦 ↓ヲウラ 小浦(羽咋)。コウラ 小浦 鹿島郡能登島に小浦村があつたといふが今存せぬ。能登名跡志に、『小浦村と云ひて、野崎と長浦との間にありし也。此村年貢未進して、一村舟に乗り、行方なく退轉せし也。越後國へ渡り、今も小浦と云ひて鹽燒あると云へり。』と見える。コウラ 小浦 ↓ヲウラ 小浦(珠洲)。コウライジマ 高麗島 珠洲郡立壁の海上に在る。文化十四年郡方書上に、『高麗島と申は立壁村領出崎に有之。』とある。コウライマゴサブロウ 高麗孫三郎 祖先孫三郎は朝鮮人で、金子萬右衛門と共に捕虜として來たものである。その子孫三郎は十一人扶持を受けて御細工人並となつたが、寛文十一年藩侯の參勤に隨行し、江戸で病死した。後代の孫三郎に至つて町人となり、縫針細工をなし、又武器、馬具を造り、家名を高麗屋と稱した。コウラクジ 光樂寺 江沼郡山代に在つて、

眞宗西派に屬する。もと道場であつたが、明治十二年五月寺號公稱の許可を得た。

コウラクジ 光樂寺 河北郡吉倉に在つて、眞宗東派に屬する。

コウラクジ 光樂寺 鳳至郡前波に在つて、眞宗東派に屬する。

コウラクジ 光樂寺 珠洲郡本に在つて、眞宗東派に屬する。

コウリュウジ 光琳寺 能美郡串茶屋に在つて、眞宗東派に屬する。もと河北郡木越に草創せられ、光徳寺、光專寺と共に木越三光と言は

れたが、天正八年佐久間盛政に攻められて、今の地に遁れ來つたといふ。

コウリンジ 光琳寺 鳳至郡波志借に在つて、眞宗西派に屬する。

コウリンジ 高林寺 珠洲郡飯田に在つて、眞宗東派に屬する。

コウリンジ 香林寺 金澤泉寺町に在つて、神應山と號し、曹洞宗に屬する。貞享二年の由來書に、慶安四年長岩和尚開基。檀那青木五兵衛が前田利常に請うて寺地を拜領した。後青木主計は侯の恩を謝する爲、當寺にその御影堂を興したとある。

コウリンボウウチ 香林坊氏 先祖向田兵衛は石川郡倉谷に浪人して居たが、前田利家金澤入城の頃町人となつた。そこへ叡山の僧であつた香林坊といふ者が還俗して入唐した。香林坊は目薬の秘法を知つてゐたので、之を調合して利家に差上げた爲、扶持を賜はらうとしたが辭退し、元和二年病歿した。この時から香林坊が家名となり、次代香林坊喜兵衛は町年寄を勤め、延寶四年之を辭して六年歿した。三代香林坊喜兵衛は延寶七年から銀座役を命ぜられ、毎年銀三貫目を賜はり、二十二年勤続して元祿十三年病死し、其の子喜平次が後を受けた。しかし、香林坊の名稱の起源に就いては別に異説がある。↓コウリンボウバシ 香林坊橋。

コウリンボウバシ 香林坊橋 金澤片町と石浦町との間に在る。楠登の小橋天神記にいふ。今の香林坊橋を小橋一名道安橋と號した。昔は限川二派に流れて、本流に架したのを大橋といひ、支流に懸けたものを小橋といふてゐたが、寛永八年の火災以後市區を改め